

沖縄市北部地区産業廃棄物最終処分場周辺環境モニタリング業務仕様書

1 事業名

令和 7 年度沖縄市北部地区産業廃棄物最終処分場周辺環境モニタリング業務

2 事業期間

委託業務履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

3 趣旨・目的

沖縄市北部の産業廃棄物最終処分場に起因する周辺環境への地下水汚染が既往調査によって確認されている。本業務は、処分場内部の保有水及び浸透水、周辺井戸の地下水の調査を行い、事業者が講じる地下水汚染対策の効果について評価するとともに、地下水汚染の推移を把握し、事業者への適切な行政指導等を行うための基礎資料とすることを目的とする。

4 業務内容

(1) 孔内ガス温度計測 6 地点×2 季（処分場内部の保有水及び浸透水のみ）

(2) 地下水位計測 20 地点×2 季

（処分場内部の保有水及び浸透水 6 地点、周辺井戸の地下水 14 地点）

検体の採水時にロープ式水域計による水位計測を行う。

(3) 検体の採水 22 地点×2 季

（処分場内部の保有水及び浸透水 6 地点、周辺井戸の地下水 16 地点）

受託者は、別表 1 に記載する沖縄市字池原にある処分場内部の保有水及び浸透水並びに周辺井戸の地下水を採水する。

分析項目によっては濾液を分析することもあるため、1 μ m のフィルターでろ過した検体も採取することとする。

また、県以外が管理する井戸の採水を行う際に管理者への申請手続等が必要な場合、その手続きも受託者が行うこととする（管理者への連絡は県が行い、管理者が指示する場合は除く）。

なお、ファームポンド 1 地点の採水は県衛生環境研究所が行う。当該地点の有機フッ素化合物分析用の検体容器については、採水日の前日までに県衛生環境研究所に渡しておくこと。

(4) 分析項目及び検体数

別表 2 のとおりとする。カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物については、懸濁物の影響を受けやすいため、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）」に定める環境基準値を超過した場合は、保有水及び浸透水、地下水の濾液の分析も併せて行うこと。

なお、過去 3 年調査分の濾液分析検体数（基準値超過分）の平均値は、1 季あたり、カドミウム及びその化合物が 2 検体、鉛及びその化合物が 6 検体、砒

素及びその化合物が 13 検体、総水銀が 2 検体、アルキル水銀化合物が 0 検体となっており、これらと同程度の濾液分析検体分についても当初の契約額の範囲内で分析を行うものとする。

(5) 測定方法

別表 2 の地下水環境基準項目については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）」に定める測定方法に従うものとする。

別表 2 の排水基準項目については、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日 環境庁告示第 1 号）」に定める測定方法に従うものとする。

別表 2 のダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）」に定める測定方法に従うものとする。

別表 2 の有機フッ素化合物については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行について（令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号 環水大土発第 2005282 号 環境省水・大気環境局長通知）」に定める測定方法に従うものとする。

5 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、業務全体の統括、管理など本契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができないものとする。契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽微な業務については、この限りではない。

6 業務進捗状況及び打ち合わせ

必要に応じ、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。また、報告及び打ち合わせには、本業務を管理する立場の者と担当者が参加する。

7 成果物

以下を沖縄県環境部環境整備課に令和 8 年 3 月 19 日までにとりまとめ提出するものとする。

- (1) A 4 版報告書 2 部（※長期の使用に耐えうる装丁を行うこと）
- (2) 報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-R 等) 1 部

8 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権(以

下「著作権等」という。)は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者または第三者が権利を有する著作物等(以下「著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または本仕様書に記載のない細部については、沖縄県担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。